

平成29年 3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

○2番（青山雅紀君） 皆さん、こんにちは。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。

通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。どうか、よろしく願いいたします。

初めに、市税の猶予制度と納税環境の整備についてお伺いいたします。

平成26年度の税制改正におきまして、納税者の負担の軽減と早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受けまして、平成27年度の税制改正に基づく地方税法等の一部改正があり、地方税における猶予制度の見直しが行われました。

納税は、国民にとりましての三大義務の一つではありますが、市民への行政サービスを提供する上でも大切な財源であるため、滞納者に対しては、行政もやむなく滞納処分に至ることもあります。ただ、そこには、生活が困難な場合や事業経営の不振などのために、どうしても国税、市税等の納期限までに納税ができない場合もあり、滞納要因は一言では言いあらわせないさまざまな原因が考えられます。

そこで、今回の地方税法の改正は、地方分権を推進する観点と地方税に関する地域の実情もさまざまであることを踏まえ、猶予にかかわる担保の徴収基準などの一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みと位置づけられ、本市でも、平成28年4月1日に猶予制度の見直しに関する規定が千葉市市税条例に追加されました。これにより、これまで納税者は徴収の猶予しか申請はできませんでしたが、換価の猶予、いわゆる売却処分の猶予申請が行えるようになったのが新制度の大きな特徴となっております。

そこで、猶予制度の見直しからちょうど1年になりますので、本市における市県民税や固定資産税などの市税の猶予制度について確認をさせていただきたいと思っております。

市税の猶予制度には、震災、風水害、火災などの自然災害や、病気または盗難や事業の休廃止などにより著しく損失を受けた場合等、一時に納付ができないと認められた場合に納付を猶予する徴収猶予と、滞納者について、その財産の換価を直ちに行うことによってその事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがある場合等に猶予し、分割納付を認める換価の猶予があります。

このうち、新制度であります申請による換価の猶予の適用要件は、一つとして、納付すべき税金を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持が困難になるおそれがあると認められること。二つに、納付すべき税金の納期限から6カ月以内に換価の猶予の申請書が提出されることなどが挙げられていますが、滞納者にとりまして、また、早期かつ的確な納税の履行の確保におきましても非常に大きな制度であると言えます。

本市においても、それに伴う条例改正により、担保提供の要件などが緩和され、さらには、換価の猶予における申請ができるようになったことで、猶予件数が増加しているとお聞きしました。

そこでお伺いします。

一つに、猶予制度の改正に伴う市民への周知方法について。
二つに、平成 27 年度、28 年度の猶予の適用状況について。
三つに、猶予しても納付ができない場合どのような対応をしているのか。
以上、3 点お聞かせください。

次に、雨水対策についてお伺いします。

現在、全国の自治体では、地震や台風、また集中豪雨や土砂災害、火山活動等の災害の発生に備え、地域の特徴をつかんだ防災対策と減災への取り組み強化が進められています。

この中で、雨水対策としては、一般的に雨水の貯留や浸透を促す雨水利用施設の建設や雨水管の増強などが有効とされていますが、私も、昨年 の第 1 回定例会での一般質問において、平成 26 年に施行となりました雨水利用推進法と水循環基本法について触れ、雨水は、流せば洪水、受けてたれば資源という理念のもと、国や地方自治体が建築物における雨水利用施設の設置目標を定めることや自然資源である雨水の有効利用として、各家庭に設置する雨水貯水槽や雨水浸透ますなどへの補助金を交付する制度について、さらに、雨水の集中的な流出の抑制にも寄与する雨水の有効活用と水資源の保全について確認をさせていただきました。

今回は、前回の日常生活における雨水の有効活用とは対照的なゲリラ豪雨などによる対策について、お伺いをさせていただきます。

さて、昨年は全国的に雨の日が多く、観測史上最大と形容されるような局地的な豪雨が頻発し、住民生活や社会経済活動に大きな影響を与えた報道がたびたびされたことは記憶に新しいところであり、内水氾濫などによる被害が各地域にて多く発生した 1 年でありました。

ここで、内水とは市街地などに降った雨のことを指し、通常では雨水管やポンプ施設によって河川へと排水されますが、施設の能力が雨量に追いつかなかったり、河川の水位が上昇し排水できなくなった場合に、水はけが悪くなり発生する被害が内水氾濫と呼ばれており、近年では、ゲリラ豪雨のような局地的な大雨の頻発により、そうした被害の報告が増加してきております。また、大雨時には、多くの雨水が路面を流れ、一緒に落ち葉やごみが流れてくることにより、道路、側溝等の排水施設の流入口が閉塞して、一時的に排水できなくなることが浸水被害発生の原因の一つとなっております。

近年の観測データによりますと、関東地方に上陸、接近する台風は、8 月下旬から 10 月上旬にかけて最も多く、千葉県では 9 月中旬から 10 月中旬にかけて雨量が多くなるのが特徴となっています。また、降水日数は減少傾向にありますが、短時間に強い雨が降る頻度は増加してきており、大型台風やゲリラ豪雨などによる大雨が今後さらに発生する可能性が極めて高いと言われております。特に、ゲリラ豪雨は予測が困難で突発的に起こる局地的な大雨のため、全国各地で大きな浸水被害をもたらしている状況にあります。

本市においても、昨年 の 9 月 13 日にゲリラ豪雨が発生し、JR 千葉駅周辺で発生した浸水被害の状況がテレビ報道で大きく取り上げられたほか、若葉区のみつわ台など市内各所でも道路冠水や浸水被害が発生しました。

スクリーンをごらんください。

この日は、午前 11 時 7 分に大雨洪水警報が発表されたのですが、ちょうど私も市役所付

近にいましたのでシャッターを切りました。市役所前もこのような状況で、路面にたまった雨水が波打っている状況でありました。今後、またいつこのような集中豪雨が襲ってくるか予測は困難であり、浸水被害に遭われた方を初め、住民はとても不安を感じておられます。

本市では、これまで雨水管の整備を初め、中央雨水1号貯留幹線や中央雨水ポンプ場の整備など、さまざまな対策が行われており、その結果、被害が減少し、そうした取り組みを評価するところであります。しかし、流末が都市下水路となっているみつわ台4丁目周辺などの住宅地では、水路としての整備が完了した後も、依然、ゲリラ豪雨などによる浸水被害が頻発していると聞いております。安全・安心のまちづくりを目指す本市として、こうした浸水被害を少しでも軽減させ、市民が安心して暮らせるよう、雨水対策を積極的に進めるべきだと私は考えます。

また、みつわ台地区では、大雨により雨水が污水管に混入してしまい、汚水のマンホールのふたが外れ、大量に流入した雨水を含む汚水が路面にあふれるという被害も発生しています。こうした被害は、8月11日の大雨のときにも同じ地域で発生しております。

下水道では、雨天時に污水管に浸入する水などを不明水と呼んでいるとのことですが、そもそも、なぜ雨水が污水管に入り込むのか、さらには、污水管のマンホールのふたが外れるほど汚水があふれ出すのか、疑問視されるところではありますが、この不明水の対策については、原因究明と雨水浸入対策の拡充の必要性を感じます。

そこでお伺いします。

一つは、みつわ台4丁目周辺のような都市下水路を流末とする地区において、内水氾濫が発生している事実を把握されているのか。また、今後浸水被害を軽減するためには都市下水路の排水能力を向上させることが必要と考えますが、当局の御見解をお聞かせください。

二つに、雨水対策の一つとして、雨水の流出抑制のために小学校などの校庭を利用した貯留浸透施設の整備が行われており、浸水被害の軽減に一定の効果を発揮していると聞いております。ゲリラ豪雨などの大雨により浸水被害の発生している地区に対して積極的に雨水貯留浸透施設の設置を推進することが必要と思われませんが、当局の御見解をお聞かせください。

三つに、平成25年決算審査特別委員会都市建設分科会で、我が会派において質問しました不明水対策について、老朽化が進んでいる大規模団地、例えば、みつわ台、西都賀などで管路の調査を行っており、その調査の結果、ふぐあい箇所が出てくれば順次補修しているという形で取り組んでおります。また、管渠の改築、更新についても、有効な手段ということですので、不明水対策として今後も積極的に取り組んでいくとの答弁をいただいておりますが、不明水に対し、今まで千葉市は具体的にどのような調査を実施し、その結果、原因はどのようなものがあつたのか。また、その原因に対しどのような対策を実施してきたのか。以上、3点お伺いします。

次に、防災ポータルサイトについてお伺いします。

災害時、市民の方からの通報や職員のパトロールなどにより被害を確認した場合は、災害時の情報共有などのために整備された災害情報共有システムに被害状況や対応状況を入力し、その情報を集計して取りまとめた結果を千葉市防災ポータルサイトに掲載し、公表していると聞いています。しかしながら、昨年9月13日のゲリラ豪雨の影響により、市内各地

で冠水などの被害が出た際に、一部で災害情報共有システムへの被害件数の報告に漏れがあったため、当初の被害集計には反映されず、後日、被害件数が修正された事例があったと聞いております。災害時における被害状況の迅速、正確な把握は、適切な災害対応を行う上で極めて重要であると考えます。

そこでお伺いします。

一つは、本市では、被害状況の報告について、各所管、職員へどのような指導を行っているのか。

二つは、報告漏れがあった原因をどのように考えているのか。

三つに、報告漏れを防ぎ、迅速で正確な被害状況の集計を行う上で、どのような対策をとるのか。

以上、3点、本市の見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終了します。御答弁、よろしく願いいたします。（拍手）

○**財政局長（宍倉輝雄君）** 市税の猶予制度と納税環境の整備についてお答えします。

まず、市民への猶予制度の周知方法についてですが、市ホームページに掲載しているほか、市税事務所、納税各課の窓口に適用要件などを掲載したリーフレットを配置しております。

次に、猶予の適用状況についてですが、平成27年度は徴収猶予が45件、換価の猶予が53件、合計で98件となっております。平成28年度は29年1月末時点の件数ですが、徴収猶予が393件、換価の猶予が4,041件、合計で4,434件となっており、前年度と比較いたしますと4,336件の増加となっております。

最後に、猶予しても納付できない場合の対応についてですが、収入状況などの生活実態を調査した結果、滞納処分をすることができる財産がない場合や滞納処分をすることにより生活を著しく急迫させるおそれがある場合には、滞納処分を停止いたします。一方で、猶予を適用後、失業や廃業などやむを得ない理由もなく分割納付期限に納付しない場合や猶予期間内に完納できない場合は、その猶予を取り消し、財産の換価手続を進めてまいります。いずれも、地方税法の規定に基づき、納税者の個々の実情に応じた措置を講じてまいります。

以上でございます。

○**建設局次長兼水道局長（元吉昌彦君）** 雨水対策についてお答えします。

まず、都市下水路を流末とする地区において、内水氾濫が発生している事実を把握しているのかについてですが、過去5年間では、六方都市下水路を流末とするみつわ台地区のほか、稲毛地区、寒川地区、蘇我駅周辺地区において、短時間で局地的な激しい豪雨により水路や雨水管の排水能力を超えた雨水が低地部に集中し、一部の箇所ですでに床上浸水などが生じていることは把握しております。

次に、都市下水路の流下能力を向上させることへの見解についてですが、能力の向上により浸水被害の軽減を図ることは、安全で安心なまちづくりを進める上で重要なことと認識しておりますが、住宅が密集した市街地内での水路確保となることや水路の放流先となる河川改修も必要となるなど、用地取得を伴う大規模な工事で長い期間を要することから、直ちに対応することは難しい状況にあります。

このため、このような地区における浸水被害軽減策として、一時的に雨水をためる貯留施設や雨水を分散化させるためのバイパス管の布設など、地域の状況に応じた効果的な対策の検討を進めたいと考えております。

次に、浸水被害が発生している地区に対し積極的に雨水貯留浸透施設の設置を推進することについての見解についてですが、雨水貯留浸透施設は、流出する雨水を抑制し、一時的に水路や雨水管などの排水能力を補うことから、浸水被害軽減策として有効な施設だと認識しております。このため、これまでに被害が発生している地区において、学校の校庭などに一時的に雨水をためる貯留施設や浸透マンホールを設置するほか、道路に浸透管や浸透ますを整備しており、今後も公共施設を活用した貯留浸透施設の整備を積極的に推進してまいります。

また、近年のゲリラ豪雨などの大雨に対しては、公的施設整備だけでは限界があるため、市民の皆様が宅地内に貯留槽や浸透ますを設置する費用の一部を補助する支援を行っており、多くの皆様にこの補助制度を利用していただけるよう、さらなるPRの強化に努めてまいります。

最後に、不明水に対し、今までに本市が実施してきた調査についてですが、晴天時と雨天時において污水管を流れる水量の違いを調査し、雨天時に特に水量が多くなる地区の絞り込みを行い、その後、目視確認やカメラ調査などの詳細な調査を段階的に実施し、ふぐあい箇所を特定しております。

次に、原因についてですが、污水管の老朽化による破損や経年変化による接続ふぐあい箇所からの流入が多く、そのほか、污水と雨水の誤った接続によるもの、また、マンホールやますのふた穴からの流入など、構造的な理由によるものがあります。

対策についてですが、破損や接続ふぐあい箇所は補修や更新工事を行うとともに、宅地内の誤接については正しい配管となるよう指導するほか、公共下水道のマンホールふたなどからの流入はゴム栓などで穴の閉塞を行い、宅地内のますふたなどからの流入は、穴を塞ぐよう所有者に協力を依頼しております。

以上でございます。

○総務局長（志村 隆君） 防災ポータルサイトについてお答えします。

まず、被害状況の報告について、職員にどのような指導を行っているのかについてですが、被害状況については、被害を確認した職員が災害情報共有システムに入力した内容に基づき集計することとしておりますが、毎年、年度当初の4月から5月にかけて、区役所、建設局、消防局など、主に災害現場で対応に当たる職員を対象に災害情報共有システムの操作研修を行っており、その際、被害状況や対応状況の報告方法についても研修を行っております。

次に、報告漏れの原因についてですが、当時、被害現場には複数の部署の職員が出向いて現場の確認を行っていましたが、職員同士の連携が不足し、被害の報告をどの部署が行うのかについて確認が十分でなかったことが原因であると考えております。

最後に、報告漏れを防ぎ、迅速で正確な被害状況の集計を行うための対策についてですが、正確な情報を迅速に把握し災害対応に役立てるため、被害状況の報告漏れはあってはならないことであると考えております。今後、災害現場では、職員同士で連携し、被害報告を確実

に行い、また、確認することについて研修等を通じて周知徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○2番（青山雅紀君） 2回目は、市税の猶予制度と納税環境の整備について質問をさせていただきます。

ただいま御答弁より、条例施行後、猶予を適用した件数は4,000件を超えているとのこと。また、猶予後に納付ができない場合の対応についても、地方税法の規定に基づき納税者の個々の実情に応じた措置を講じているとのことでありますので、今後とも、法律に基づくしっかりとした調査を行っていただき、納税者にとりまして適切な措置を講じ、その理由を丁寧に関わりやすく説明していただくようお願いいたします。

さて、猶予を申請する方の事情は、災害や病気、事業運営が困難など、さまざまな方々がおられます。私もこのような事情の方々にお会いしましたが、猶予が適用されたことにより、毎月、分割納付にして市税を納税することが可能となり、大変に喜ばれていました。

ただ、市税の猶予制度は、いわゆる納税の緩和措置であり、猶予すべき事情がないにもかかわらず安易に猶予することは、納期内納付をしている納税者との公平性を失うことにもなりかねません。このため、納税相談の際、猶予すべき事情の有無を確実に把握する必要があると思います。

そこでお伺いします。

一つに、法に定められた猶予制度によらない分割納付、いわゆる事実上の分納を認めている自治体もあるとお聞きしましたが、本市の市税において、猶予制度によらない分割納付を認めているのか。

二つに、猶予制度の理解と適正な運用の向上のため、職員へはどのような指導をしているのか。

三つに、地方税における猶予制度の見直しにより、市税を一時に納付できない方への緩和措置が整備される一方で、滞納させないための仕組み、いわゆる納期内納付の推進のため、納税環境の整備への取り組みも必要であると考えます。そこで、本市の納税環境の整備について伺います。

以上で、2回目の質問を終了します。御答弁よろしく申し上げます。

○財政局長（宍倉輝雄君） 市税の猶予制度と納税環境の整備についての2回目の御質問にお答えします。

まず、猶予制度によらない分割納付を認めているのかについてですが、猶予制度によらない分割納付は認めておりません。

次に、猶予制度の理解と適正な運用向上のため、職員へはどのような指導をしているのかについてですが、平成28年4月の猶予制度の改正に際し、納税部門の職員が適正に運用できるようにするため、その施行前の3月に管理職を含む全ての職員に対し、改正点や実務上の注意点など、理解度を高めるための研修を実施いたしました。また、4月には、新任者向けの研修を実施しております。

今後も、猶予制度に限らず、個々の納税者の状況に応じた適切な徴収事務を行うため、研

修や勉強会などを計画的、継続的に実施してまいります。

最後に、納税環境の整備状況についてですが、市税では、金融機関などの窓口での納付のほか、口座振替、コンビニエンスストアでの納付、インターネットバンキングなどによるペイジー納付やクレジット納付がございました。

さらに、納税者の利便性の向上を図るため、口座振替の申し込み手続きがパソコンやスマートフォンなどのできるWeb口座振替受付サービスを本年1月から新たに導入したところでございます。

以上でございます。

○2番（青山雅紀君） 御答弁ありがとうございました。3回目は要望とさせていただきます。

まず、市税の猶予制度と納税環境の整備についてであります。市税の納付が最低限の生活維持の妨げとならないよう、猶予制度で救済すべき納税者の方々がおられます。そこで、猶予制度を適用すべき正当な理由があるのか、きちんと実情を調査して誤った適用をしないよう、適正な税務行政の運営をお願いします。

市税は、本市歳入の約4割を占めており、市政を進めていく上で最も重要な財源であります。

スクリーンをごらんください。

本市の市税徴収率は、他の政令市と比較すると低い徴収率であると聞いておりますが、本市よりも徴収率が高い横浜市や川崎市では、インターネットで申告から納税までできるeLTAXを導入しており、納税環境を整える上で画期的なシステムを取り入れています。

本市では、電子申告はできますが、電子納税はできない状況となっております。納税環境の整備には、納税者の利便性の向上を図るほか、市税徴収率の向上を後押しするものだと思います。

そこで、総務省では、企業の地方税の納税環境を整えるために、地方税の電子納税が行える共通システムを地方自治体と連携して整備する方向で検討を始め、2019年度に導入を予定しているとのことであります。

そこで、総務省の今後の動向なども見きわめながら、既に電子納税を導入している自治体の費用対効果なども参考にいただきまして、市民、本市ともに負担の軽減を図ることができる仕組みを積極的に導入することを要望としておきます。よろしくお願いいたします。

次に、雨水対策につきまして、ただいまの御答弁より、みつわ台4丁目の周辺のような都市下水路を流末とする地区の浸水被害を軽減するために、水路そのものを拡幅して排水能力の向上は難しいため、一時的に雨水をためる貯留施設などの検討が必要とのことであり、確かに抜本的な浸水対策の実施には時間がかかると思われます。ただ、私も先日、浸水被害に遭われた方の話を聞きましたが、経済的、精神的負担はとても大きなものがあり、早期の対

策を強く望んでおります。そこで、抜本的対策の実施までに期間を要する地区については、浸水被害の軽減を図り、多少でも住民の不安をやわらげていただけるよう強く要望します。その点については、校庭などを利用した貯留浸透施設の設置は、雨水の流出量を抑制し、浸水被害を軽減させるための手段の一つとして、有効かつ早期の実施が可能と考えます。

また、冒頭でも申し上げましたが、大雨時には下水道の排水能力を超えた雨水が路面を伝わり、低地部やくぼ地に集中するため、道路、側溝等の流入口などが落ち葉やごみで閉塞状態となることが浸水被害の原因の一つとなっております。

そこで、スクリーンをごらんください。

流入口が落ち葉やごみで閉塞しないよう、道路、側溝等の流入口をこのような落ち葉対策型に改良していただき、より一層の推進をしていただきますよう要望いたします。

一方で、大型台風やゲリラ豪雨などによる大雨が今後さらに増加することが極めて高いと言われている中において、公的施設の整備だけでは浸水被害の軽減にも限界があることも事実と思われまので、住民に対し、平時からの防災意識の向上と自助を促すことも必要かと考えます。その対応として、内水氾濫による浸水情報や避難方法等にかかわる情報をわかりやすく事前に市民に提供することのできるハザードマップは、とても有効な手段と考えます。

本市では、平成20年度に都川流域におけるハザードマップを公表しておりますが、今後は、市内全体におけるハザードマップの作成について御検討をいただくよう要望いたします。

不明水につきましては、これまでも具体的な調査方法、対策についてお伺いしました。御答弁では、段階を踏んだ調査が必要なことと、補修などの市としての対応だけではなく、宅内からの雨水の流入対策などについての民としての対応が必要であるとのことでありますが、過去数回にわたり、不明水が原因と思われる被害を受けておられる地域の人たちがいる以上、やはり速やかな対策が求められています。

汚水マンホールに穴があいているふたには対策の一つとして、ゴム栓にて塞いでいるとお聞きしましたが、現場を見ますと同じ箇所のふたでありながら、塞ぎ切れていない穴もありますので、いま一度現場を調査し、漏れのないよう実施していただきますよう、お願いいたします。

また、こうした早くできる対策を下水道が所管するマンホールだけではなく、他の公共施設、例えば学校や公民館等の敷地内におけるマンホールにも対策を施していただきたく、あわせて要望いたします。

さらに、大雨のときには、ここは不明水が発生するものだという前提で、雨水の流入をどう防ぐかという解決策を立てなければならないと考えます。安全・安心のまちづくりのために、ぜひ、住民の側に立った対策の強化と推進を強く要望しておきます。

最後に、防災ポータルサイトにおける被害状況の集計につきましては、毎年4月から5月

にかけて区役所、建設局、消防局など、主に現場で対応に当たる職員を対象に災害情報共有システムの操作研修会を実施しており、被害状況や対応状況などの報告方法についても研修を行っているとのことでした。職員の研修等を通じて正確な被害状況を迅速に把握し、防災ポータルサイトへの掲載をお願いしたいと思います。

また、9月13日のみつわ台地域における被害の修正件数の追加につきましては、防災ポータルサイトの被害集計欄に追加掲載をしていただきましたが、千葉市と千葉県発表の被害件数が違っているとの市民からの御意見もありましたので、確認をしましたところ、県のホームページには修正件数は反映されていませんでした。そこで確認をしましたら、県は原則、死者数などの大きな修正のある場合を除き、県のホームページへの修正は行わないとのことでありました。

警報が発表された場合、千葉県内の各地域における被害状況を県のサイトで閲覧する県民、市民は多いはずであり、県のホームページに各市町村からの被害件数の修正が反映されないのはいかなるものかというふうに思いますが、本市としましては、今後も情報の共有を図り、防災ポータルサイトへの正確な被害状況の掲載をお願いしまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。御清聴大変にありがとうございました。（拍手）